

## 令和5年2月農業委員会議事録

開 催 日 時：令和5年2月10日（金） 午前9時30分

開 催 場 所：嘉島町役場 2階大会議室

農業委員出席者：下田司、高木勝美、山内秀一、森田義美、友田廣、村上卓也、榮恵、  
松永雄治、西岡千秋、松本誠一、松本一幸、吉田三十志、藤瀬信行、  
岩永俊夫、福永哲夫、齊藤進、中津芳春

事務局出席者：永田智紀、河原まり、前田萌香

1. 開 会：事務局長 永田智紀

2. 会 長 挨 拶：下田会長

3. 議事録署名人指名：下田議長

議事録署名人として、村上卓也委員、榮恵委員を指名する。

4. 議 事

- (1) 報告第 26 号 農地法第18条の合意解約について
- (2) 報告第 27 号 農地法第3条の届出について
- (3) 報告第 28 号 農地法第5条の届出について
- (4) 議案第 30 号 農地法第4条の許可申請について
- (5) 議案第 31 号 農地法第5条の許可申請について
- (6) 議案第 32 号 農用地利用集積計画承認申請について

5. そ の 他

6. 閉 会

### ○報告第26号 農地法第18条の合意解約について

(議長) それでは議事に入らせていただきます。

報告第26号農地法第18条第6項による届出の通知が3件ございます。  
事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料の1ページになります。報告第26号の3件の報告をいたします。

申請番号1番です。所在は北甘木地区の農振農用地の田が2筆、合計面積については3, 119㎡となっております。貸付人と借受人は記載のとおりです。解約事由につきましては、公社を通して契約する為の合意解約となっております。解約の申入日等は記載のとおりとなっております。

次に申請番号2番になります。所在は井寺地区の農振農用地の田が1筆、面積については1, 440㎡となっております。貸付人と借受人は記載のとおりです。解約事由につきましては、売買の為の合意解約となっております。解約の申入日等は記載のとおりとなっております。

続きまして2ページになります。申請番号3番です。所在は上仲間地区の農振農用地の田が2筆、合計面積については1, 976㎡となっております。貸付人と借受人は記載のとおりです。解約事由につきましては、耕作者変更の為の合意解約となっております。解約の申入日等は記載のとおりとなっております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありました案件は、合意による解約となっておりますので、報告のみで終わらせていただきます。

### ○報告第27号 農地法第3条の規定による届出について

(議長) 続きまして、報告第27号農地法第3条の規定による届出の通知が2件ございます。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料の3ページになります。報告第27号の2件の報告をいたします。

申請番号1番です。所在は下六嘉地区の田8筆、合計面積が16, 905㎡となっております。所有者及び届出人については記載の通りです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はありません。

続きまして4ページになります。申請番号2番です。所在は井寺地区の畑3筆、田6筆の合計9筆、合計面積が11, 581㎡となっております。所

有者及び届出人については記載の通りです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より報告がありました2件は、相続による所有権の移動になりますので、報告のみで終わらせていただきます。

#### ○報告第28号 農地法第5条の規定による届出について

(議長) 続きまして、報告第28号農地法第5条の規定による届出が1件ございます。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は5ページになります。報告第28号の1件について報告いたします。申請番号1番になります。所在は鯉地区の農振地域外の田が2筆、畑2筆の合計4筆。合計面積については523㎡となっております。譲渡人・譲受人は記載のとおりです。転用事由については木造住宅4棟による宅地分譲となっております。  
6ページに位置図を載せております。市街化区域内の案件になります。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より報告がありました1件は、市街化区域の転用になりますので、報告のみで終わらせていただきます。

#### ○議案第30号 農地法第4条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第30号農地法第4条の規定による許可申請が1件ございます。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は7ページになります。議案第30号の1件についてご説明をいたします。  
申請番号1番になります。  
所在は上六嘉地区で農振地域外の畑が1筆で、面積が634㎡となっております。申請人については記載のとおりとなっております。申請事由について

は、木造2階建ての個人住宅となりますが、すでに昭和53年に建築済みとなっております。8ページに位置図、9ページに排水計画図を載せております。

事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります福永委員から報告をお願いします。

(福永委員) 1月27日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。申請地は、申請地周辺に農地がないため、農地区分としては第2種農地になると思われま

す。申請地は住宅が建築されており、宅地として利用されております。

申請地周辺に農地はなく、日照、通風等、周辺農地への影響はありません。

土地利用計画が個人住宅ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。

委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長) 資料は10ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地は第2種農地であり、目的は個人住宅用地となります。計画面積の妥当性は適当及び、周辺農地への影響、農地利用の集積への支障はなし、と判断しております。以上の事から、総合的に見て、本許可申請については許可相当と判断しております。

11ページをご覧ください。始末書が添付されております。一読します。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。

### ○議案第31号 農地法第5条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第31号農地法第5条の規定による許可申請が2件ございます。

まず、申請番号1番について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は12ページになります。農地法第5条の転用についてご説明をいたします。

申請番号1番になります。所在は上島地区で農振地域外の田が6筆、畑1筆の合計7筆です。合計面積が1,449㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載のとおりで、申請事由については、個人住宅5区画の建築条件付売買予定地となっております。13ページに位置図、14ページに排水計画図を載せております。給水については新設の井戸、生活雑排水については公共下水道への接続となっております。雨水については道路側溝を經由し、町道側溝へ放流する計画となっております。

事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります岩永委員の方から報告をお願いします。

(岩永委員) 1月27日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。

申請地は、10ヘクタール未満の区域内にある未整備農地であるため、第2種農地になると思われれます。

申請地は東側の一部が農地と隣接していますが、申請地境界にはL型擁壁を設置されるため、土砂の流出等はないものと思われれます。また、近隣農地近くには建築予定がない為、周辺農地への影響はないと思われれます。

建築条件付売買予定地ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。

委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長) 資料は15ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地は第2種農地であり、目的は特定建築条件付売買予定地となります。資力及び信用は適当。計画面積の妥当性は適当及び、周辺農地への影響、農地利用の集積への支障はなし、と判断しております。以上の事から、総合的に見て、本許可申請は許可相当と判断しております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。  
なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは本案件は承認とさせていただきます。

(議長) 続きまして、申請番号2番について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は16ページになります

申請番号2番になります。所在は上仲間地区で農振地域外の田が2筆、合計面積が1,307㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載のとおりで、申請事由については、個人住宅8区画の建築条件付売買予定地となっております。17ページに位置図、18ページに排水計画図を載せております。給水については新設の井戸、生活雑排水については合併浄化槽での処理後道路側溝への接続となっております。雨水については道路側溝を経由し、町道側溝へ放流する計画となっております。

事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります山内委員の方から報告をお願いします。

(山内委員) 1月30日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。

申請地は、市街地化が見込まれる区域内にあり、バスターミナルを中心とする半径500メートルの円で囲まれる区域の面積、及び、申請地までに占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えているため、第2種農地になると思われます。

申請地境界には、境界ブロック及び擁壁を設置されるため、土砂の流出等はないものと思われます。

申請地に隣接する農地はないため、日照・通風等の周辺農地への影響はないと思われま

建築条件付売買予定地としての土地利用計画ですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。

委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長) 資料は19ページになります。申請に係る意見書の中段左の農地の区分の欄をご覧ください。先ほど山内委員から説明がありましたが、申請地は第2種農地になります。詳しく説明しますので、次ページをご覧ください。この図はイオン熊本店のバスターミナルから半径500mと1kmの区域図となります。左上に「農地区分について」と説明がありますが、バスターミナルから半径500m内の宅地割合が40%を超える場合には、その割合が40%となるまでか、1kmのいずれか短い距離の区域を第2種農と判断できる、と農地法第4条第6項にあります。この図の右下に計算してありますが、半径500m圏内の宅地割合が64.3%、1km圏内の宅地割合が46.4%になりますので、この図の1km圏内の農地は第2種農地と判断出来るという事になります。ただし、圃場整備されているきれいな農地は甲種農地と判断されることとなります。今回の申請地は、嘉島リバゾンの東側にあり、1km圏内にあり、圃場整備されていない農地になりますので、第2種農地と判断しております。続きまして、19ページに戻っていただき、検討事項の説明に入ります。申請地の転用目的は特定建築条件付売買予定地となります。資力及び信用は適当。計画面積の妥当性は適当及び、周辺農地への影響、農地利用の集積への支障はなし、と判断しております。以上の事から、総合的に見て、本許可申請は許可相当と判断しております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは本案件は承認とさせていただきます。

### ○議案第32号 農用地利用集積計画承認申請について

(議長) 続きまして、議案第32号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用の集積計画の承認申請が12件ございます。

このうち、村上委員の案件が1件、森田委員の案件が1件、高木委員の案件が1件ありますので、先に審議をいたします。

まず、村上委員の案件から審議しますので、村上委員の退室をお願いします。

(村上委員退室)

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。まずは村上委員の案件からご説明いたします。資料は24ページになります。申請番号5番からご説明をいたします。所在は上六嘉地区及び上島地区。農振農用地の田が4筆で合計面積が6,113㎡となっております。貸付人と借受人は記載の通りとなっております。利用の目的については賃貸借権の再設定です。借賃については記載のとおり。期間は令和5年3月1日から令和15年2月28日となっております。

村上委員の案件についての説明は以上になります。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。村上委員の入室を許可します。

(村上委員入室)



村上委員の案件は承認されましたので、報告いたします。

(村上委員) どうもありがとうございました。

(議長) 続きまして、森田委員の案件を審議しますので、森田委員の退室をお願いします。

(森田委員退室)

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。森田委員の案件をご説明いたします。資料は28ページになります。申請番号11番になります。所在は北甘木地区。農振地域外の畑が1筆で面積が840㎡となっております。貸付人と借受人は記載の通りとなっております。利用の目的については使用貸借権の新規設定です。借賃については記載のとおり。期間は令和5年3月1日から令和10年2月29日となっております。

森田委員の案件についての説明は以上になります。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。森田委員の入室を許可します。

(森田委員入室)

森田委員の案件は承認されましたので、報告いたします。

(森田委員) どうもありがとうございました。

(議長) 続きまして、高木委員の案件を審議しますので、高木委員の退室をお願いします。

(高木委員退室)

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。高木委員の案件をご説明いたします。資料は28ページになります。申請番号12番になります。所在は井寺地区。農振地域外の畑が1筆で面積が1,302㎡となっております。貸付人と借受人は記載の通りとなっております。利用の目的については賃貸借権の新規設定です。借賃については記載のとおり。期間は令和5年3月1日から令和15年2月28日となっております。

高木委員の案件についての説明は以上になります。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。高木委員の入室を許可します。

(高木委員入室)

高木委員の案件は承認されましたので、報告いたします。

(高木委員) どうもありがとうございました。

(議長) 続きまして、残りの案件になりますが、事務局から残り9件の説明を頂き、その後9件を一括して審議・議決を行いますので、よろしく願いいたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

(事務局長) はい、資料は21ページになります。

申請番号1番になります。所在は井寺地区。農振農用地の田1筆で面積が1,438㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載の通りとなっております。目的は売買、売買価格等については記載のとおりとなっております。

続きまして、申請番号2番です。所在は上六嘉地区。農振農用地の田が1筆で面積が637㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載の通りと

なっております。目的は売買、売買価格等については記載のとおりとなっております。

続きまして、22ページになります。申請番号3番です。所在は上島地区。農振農用地の田が1筆で面積が2,987㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載の通りとなっております。目的は売買、売買価格等については記載のとおりとなっております。

続きまして、23ページになります。申請番号4番になります。所在は下仲間地区。農振農用地の田が5筆で合計面積が5,879㎡となっております。貸付人と借受人については記載の通り、目的は賃貸借権の再設定、借賃については記載のとおり、期間については令和5年3月1日から令和15年2月28日までとなっております。

続きまして、24ページになります。申請番号6番です。所在は井寺地区。農振農用地の田1筆、面積が588㎡となっております。貸付人と借受人については記載の通りとなっております。目的は賃貸借権の再設定となっております。期間については令和5年3月1日から令和10年2月29日までとなっております。

続きまして、25ページになります。申請番号7番です。所在は井寺、北甘木、上六嘉、上島、及び鯉地区。農振地域外の畑4筆と農振農用地の田が8筆の合計12筆。合計面積が16,487㎡となっております。貸付人と借受人等については記載の通り、目的は使用貸借権の再設定、期間については令和5年3月1日から令和15年2月28日までとなっております。

続きまして、26ページになります。申請番号8番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田2筆、合計面積が5,975㎡となっております。貸付人と借受人については記載の通りとなっております。目的は使用貸借権の再設定となっております。期間については令和5年3月10日から令和5年6月30日までとなっております。

続きまして、27ページになります。申請番号9番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が1筆で面積が2,674㎡となっております。貸付人と借受人等については記載の通り、目的は使用貸借権の新規設定、期間については令和5年3月1日から令和8年2月28日までとなっております。

続きまして、申請番号10番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の畑1筆、面積が217㎡となっております。貸付人と借受人等については記載の通りとなっております。目的は使用貸借権の新規設定となっております。期間については令和5年3月1日から令和25年2月28日までとなっております。

事務局からの説明は以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。  
なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました9件の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で9件を承認・可決いたします。

本日の案件は全て終了いたしました。ありがとうございました。  
続きまして、その他となっております。皆様方から何かございませんでしょうか。ないようでしたら、事務局から何か。

(事務局長) はい、1月総会時の議案第28号において訂正がありますので報告します。  
別紙をご覧ください。申請番号4号になります。所在は下六嘉地区。農振農用地の田1筆、面積が1,560㎡となっております。貸付人と借受人等については記載の通り。目的は貸借権の新規設定。期間については令和5年2月1日から令和10年1月31日までという事で承認を頂いていますが、金額が間違っていました。訂正した金額を見え消しにて記載しております。今後このような事が無いよう、2重3重のチェックを実施しております。今一度、ご審議の程、よろしくお願い致します。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

(議長) 次回の農業委員会は3月10日の金曜9時半からを予定したいと思います。他になければ、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和5年2月10日

会長 下 田 司

委員 村 上 卓 也

委員 榮 恵